

令和 5 年度 ( ) 第 T-01 号

北及び南中学校生徒用トイレ及び多目的トイレ整備工事

発注者：名張市 都市整備部 営繕住宅室

設 計：白鳳アーキテック 株式会社

監 理：名張市 都市整備部 営繕住宅室

# 北中学校生徒用トイレ及び多目的トイレ整備工事

図面リスト							
No.	図面名称	No.	図面名称	No.	図面名称	No.	図面名称
A-00	表紙・図面リスト	A-15	1階便所B 現況・改修後	E-01	特記仕様書	M-01	特記仕様書
A-01	改修工事特記仕様書-1	A-16	1階便所C 現況・改修後	E-02	1階コンセント設備・誘導支援設備図	M-02	機器・器具表
A-02	改修工事特記仕様書-2	A-17	2階便所A 現況・改修後	E-03	2階コンセント設備図	M-03	1階便所A 現況・改修後
A-03	改修工事特記仕様書-3	A-18	2階便所B 現況・改修後	E-04	3階コンセント設備図	M-04	1階便所B 現況・改修後
A-04	改修工事特記仕様書-4	A-19	2階便所C 現況・改修後	E-05	分電盤 結線図	M-05	1階便所C 現況・改修後
A-05	特記仕様書-5	A-20	3階便所A 現況・改修後	E-06	1・2階便所A コンセント設備図	M-06	1階多目的便所 現況・改修後
A-06	位置図	A-21	3階便所B 現況・改修後	E-07	3階便所A コンセント設備図	M-07	2階便所A 現況・改修後
A-07	配置図	A-22	建具表	E-08	1・2階便所C コンセント設備図	M-08	2階便所B 現況・改修後
A-08	仕上表	A-23	改修建具表・部分詳細図	E-09	1階便所B コンセント設備図	M-09	2階便所C 現況・改修後
A-09	1階全体平面図兼仮設計画図	A-24	1階便所天井伏図1 現況・改修後	E-10	2・3階便所B コンセント設備図	M-10	3階便所A 現況・改修後
A-10	2階全体平面図兼仮設計画図	A-25	1階便所天井伏図2 現況・改修後	E-11	1階多目的便所 コンセント設備・誘導支援設備図	M-11	3階便所B 現況・改修後
A-11	3階全体平面図兼仮設計画図	A-26	2階便所天井伏図1 現況・改修後			M-12	1階多目的便所 換気設備図
A-12	1階多目的便所 現況・改修後	A-27	2階便所天井伏図2 現況・改修後				
A-13	1階多目的便所展開図 現況・改修後	A-28	3階便所天井伏図 現況・改修後				
A-14	1階便所A 現況・改修後						



特記	工事名	北中学校生徒用トイレ及び多目的トイレ整備工事			 1級建築士事務所 登録(三重1-1987号) 〒518-0775 三重県名張市希央台5番町109番地 TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067 E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp	承認		管理建築士	印
	図名	表紙・図面リスト	縮尺	-		図番番号	A-00	1級 256630号	
						図面提出日	2023/03/24	宣室 敬司	

# 改修工事特記仕様書

Ⅰ. 工事名称 北中学校生徒用トイレ及び多目的トイレ整備工事  
 Ⅱ. 工事概要  
 1 工事場所 三重県名張市美旗中村 地内  
 2 敷地面積 44.566.78 m<sup>2</sup>  
 3 工事内容  
 構名称 中学校  
 構造 鉄筋コンクリート造 地上3階  
 建築面積 6,438.05 m<sup>2</sup>  
 延べ面積 10,135.65 m<sup>2</sup> (内 校舎棟: 5,078.80 m<sup>2</sup>)  
 工事項目 改修工事

Ⅲ. 建築改修工事仕様  
 1 共通仕様  
 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書 令和2年8月制定版」及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改修標準仕様書」という。)」による。  
 2 特記仕様  
 (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。  
 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。  
 (3) 項目欄に記載の( )内表示番号は改修標準仕様書の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																					
一般 共通 事項	① 適用基準等	1) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 国土交通大臣官房官庁営繕部監修(令和最新年版) 2) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修(令和最新年版)																					
	② 施工条件 (1.3.5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督員と協議し決定する。</li> <li>施工可能日                             <ul style="list-style-type: none"> <li>指定なし</li> <li>一部に上、日曜日、祝祭日施工あり</li> </ul> </li> <li>施工可能時間帯                             <ul style="list-style-type: none"> <li>指定なし</li> <li>時～時</li> </ul> </li> <li>概成工期                             <ul style="list-style-type: none"> <li>指定なし</li> <li>年 月 日</li> </ul> </li> <li>工事着手は住民説明会(受注者も出席のこと)開催後とする。</li> </ul>																					
	3 部分引渡し、部分使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>部分引き渡しあり</li> <li>部分使用あり</li> <li>指定部分( )</li> <li>時 期(平成 年 月 日～ )</li> </ul>																					
	4 埋蔵文化財調査	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>発掘調査等の実施あり</li> <li>発見された場合、発掘調査等の実施あり</li> </ul>																					
	⑤ 発生材の処理等 (1.3.12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</li> <li>工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。</li> <li>分別解体等の方法</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成等</td> <td>・有(○)無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>・有(○)無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>上部構造部分・外装</td> <td>○有・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>・有(○)無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>建築設備・内装等</td> <td>○有・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他( )</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き渡しを要するもの                     <ul style="list-style-type: none"> <li>有( )</li> <li>特別管理産業廃棄物                             <ul style="list-style-type: none"> <li>有( )</li> <li>処理方法( )</li> </ul> </li> <li>現場において再利用を図るもの( )</li> </ul> </li> <li>再資源化を図るもの                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○コンクリート塊</li> <li>○アスファルトコンクリート塊</li> <li>・建設発生木材</li> </ul> </li> <li>成形板等の解体・搬去にあたっては、事前に石綿含有に係る施工調査を行う。含有が判明した等の場合、改修標準仕様書(9.1.5)に従い処理する。</li> </ul>	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・有(○)無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・有(○)無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	○有・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	屋根	・有(○)無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	○有・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	その他( )	・有・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
	工程	作業の有無	分別解体等の方法																				
	造成等	・有(○)無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
	基礎・基礎ぐい	・有(○)無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
	上部構造部分・外装	○有・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
	屋根	・有(○)無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
	建築設備・内装等	○有・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
その他( )	・有・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																					
⑥ 建設副産物情報交換システムの利用	再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が100万円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用促進計画書(実施書)」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACIGが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。																						
7 三重県産業廃棄物税	本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を送付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。																						
⑧ 電気保安技術者 (1.3.3)	配置する																						
⑨ 技能士 (1.6.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。																						
⑩ 施工数量調査 (1.5.2)	調査範囲及び調査方法 ・ 工種別の特記による																						
11 調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)	補修方法 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )																						

⑫ 建築材料等	<ol style="list-style-type: none"> <li>本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」(最新版)(以下「評価名簿」という。)と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。</li> <li>本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取扱業者から購入するよう努めること。</li> <li>製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、三重県「環境物品等の調達方針」に従い、あらかじめ「木材・木製製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書、監督員に提出すること。</li> <li>本工事に使用する木材は、品質が求められる水準以上であれば、「三重の木」利用推進協議会が認証する「三重の木」やあかね材認証機構が認証する「あかね材」の優先利用に努めること。</li> <li>本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。</li> <li>下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名: )</li> <li>下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。 認定製品の品名: ・ 間伐材製工事用バリアード ・ 間伐材工事用看板 ・ 間伐材標示板 ・ ( )</li> </ol> <p>測定対象化学物質(●で示したものとす。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>施設用途</th> <th>ホルムアルデヒド</th> <th>トルエン</th> <th>キシレン</th> <th>エチルベンゼン</th> <th>スチレン</th> <th>パラジクロロベンゼン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校、教育施設</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>住宅</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定対象室及び測定箇所数 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( 空き部屋にて実施 PI-201 )                  測定方法 ・ バックシツ法 ・ アクティブ法)                  測定時期 ・ ( 工事完了後 )                  報告書提出回数 2部</p>	適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン	学校、教育施設	●	●	●	●	●	●	●	住宅	●	●	●	●	●	●	●	その他	●	●	●	●	●	●	●
適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン																										
学校、教育施設	●	●	●	●	●	●	●																										
住宅	●	●	●	●	●	●	●																										
その他	●	●	●	●	●	●	●																										
13 化学物質の濃度測定 (1.6.9)	改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。  低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。  当構工事写真撮影要領(国土交通大臣官房官庁営繕部(平成31年版))に従い撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(平成29年3月1日付け官整第211号)」による。  作成する( ・ 完成図 ・ 保全に関する資料 ・ ( ) ) 完成図作図範囲(配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表等) 完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。  デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。(A4版用紙に1ページあたり3枚) 1部 箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。 ・ アルバム(大きさ35mm×290mm程度、カラー) 1部																																
⑭ 特別な材料の工法																																	
⑮ 騒音・振動の防止																																	
⑯ 工事写真 (1.2.4)																																	
⑰ 完成図等 (1.8.2)																																	
⑱ 完成写真																																	
19 電子納品	工事写真は、「當構工事に係る電子納品マニュアル(デジタル工事写真編)」等に基づき電子媒体も提出すること。 (提出部数 ・ 3部 ・ 部) 工事完成図書は、「當構工事に係る電子納品マニュアル(工事完成図書編)」に基づき電子媒体も提出すること。 (提出部数 ・ 3部 ・ 部) 施工範囲 <ul style="list-style-type: none"> <li>図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強</li> <li>図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強</li> <li>自動閉鎖装置取付け箇所切込み及び補強</li> <li>駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び 操作スイッチ</li> </ul> 施工図 <ul style="list-style-type: none"> <li>設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。</li> </ul>																																
⑳ 設備工事との取合い	工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。  工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。																																
㉑ 市内企業優先使用	本工事に於いて、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方(2次以下の請負者を含む)を市内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。																																
24 総合評価方式	本工事で提案不履行があった場合は、本工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。))で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。 暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)を受けた場合の措置について																																
㉒ 不当介入を受けた場合の措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</li> <li>1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</li> <li>受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</li> </ol>																																
26 消防法関係の手続き	<ol style="list-style-type: none"> <li>消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成                      ・本工事( ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事) ・ 別途工事</li> <li>防火対象物使用開始届出書                      書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。</li> </ol>																																
㉓ 主任技術者又は監理技術者	<ol style="list-style-type: none"> <li>技術者要件                      工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。</li> <li>専任を要しない期間                      (1) 現場施工に着手するまでの期間                      請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。                      (2) 検査終了後の期間                      検査完成後、検査が終了(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。</li> </ol>																																

⑳ 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。																																					
2 仮 設 工 事	1 騒音・粉じん等の対策 (2.1.3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>防音パネル 設置範囲 ・ 図示(図面番号: )</li> <li>防音シート 設置範囲 ・ 図示(図面番号: )</li> </ul>																																				
	② 足場 (2.2.1)	足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 外部足場 ・ 設置する(設置範囲 ・ 工事に必要な範囲 ・ ) ・ 設置しない 防護シート ・ 設置する(設置範囲 ・ 工事に必要な範囲 ・ ) ・ 設置しない 内部足場 ○ 設置する(○ 脚立 ) ・ 設置しない  (表2.2.1) 材料、撤去材等の運搬方法 種別( ・ A種 ・ B種 ・ C種 ○ D種 ・ E種 ) C種: 利用可能なエレベーター( ) D種: 利用可能な階段( )																																				
	③ 既存部分の養生 (2.3.1)	既存部分の養生 ・ 図示(図面番号: ) 既存ブラインド・カーテンの養生 養生方法(○取外し・復旧) 保管場所 ○ 構内既存施設内 ・ ( ) 固定された備品、机、ロッカーの移動 ・ 行う ○ 行わない																																				
	④ 仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)	屋内の仮設間仕切り ・ A種 ○ B種 ○ C種 下地: LGS 合板 厚さ ・ 9mm ・ ( ) せつこうボード 厚さ ○ 9.5mm ・ ( ) 合板又は石こうボードの塗装 ・ 行う ○ 行わない 仮設扉 設置箇所 ○ 図示(図面番号: ) 仕様 ○ 合板張り木製扉 ・ ( )																																				
	5 監督員事務所 (2.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>構内建物内の一部を使用する。</li> <li>設置する</li> </ul> 監督員事務所の規模(単位:m) <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用規模</th> <th>10程度</th> <th>20程度</th> <th>35程度</th> <th>65程度</th> <th>100程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">監督員事務所の仕上げ</td> </tr> <tr> <td>部位等</td> <td colspan="5">仕 上 げ</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td colspan="5">合板張り又はビニール床シート張り</td> </tr> <tr> <td>内壁・天井</td> <td colspan="5">合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td colspan="5">装浴融垂れめっき鋼板張り、又は鉄板張り、鋼合ペイント塗り</td> </tr> </tbody> </table>	適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	監督員事務所の仕上げ						部位等	仕 上 げ					床	合板張り又はビニール床シート張り					内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り					屋根	装浴融垂れめっき鋼板張り、又は鉄板張り、鋼合ペイント塗り				
	適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																																
	監督員事務所の仕上げ																																					
	部位等	仕 上 げ																																				
	床	合板張り又はビニール床シート張り																																				
	内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り																																				
屋根	装浴融垂れめっき鋼板張り、又は鉄板張り、鋼合ペイント塗り																																					
6 監督員事務所の設備、備品等 (2.4.1)(2)(7)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>机・いす</th> <th>書棚</th> <th>黒板・白板</th> <th>掛時計</th> <th>温度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <td>長靴</td> <td>雨合羽</td> <td>保護帽</td> <td>懐中電灯</td> <td>衣類ロッカー</td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <td>消火器</td> <td>掃除具</td> <td>受注者加入電話 FAX</td> <td>冷暖房機器</td> <td>インターネット</td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table>	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット	数量	個	個	台	台	台	
種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																	
数量	組	台	個	個	個																																	
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																	
数量	足	着	個	個	台																																	
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット																																	
数量	個	個	台	台	台																																	
⑦ 仮設便所	構内既存の施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>利用できる ○ 利用できない</li> </ul>																																					
⑧ 工事用水	構内既存の施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>利用できる( ○ 有償 ・ 無償) ・ 利用できない</li> </ul>																																					
⑨ 工事用電力	構内既存の施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>利用できる( ○ 有償 ・ 無償) ・ 利用できない</li> </ul> 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。																																					
⑩ 交通誘導警備員	配置 ○ 図示(図面番号: A-07 )																																					

3 防水改修工事

Table with 4 columns: 工法, 種別, 施工箇所, 仕上塗料. Includes sections for 1 アスファルト防水, 2 改質アスファルトシート防水, and 4 塗膜防水.

4 外壁改修工事

Table with 4 columns: 外壁, 種類, 改修工法, 仕上塗料. Includes sections for 5 既存防水層表面の仕上塗装の除去, 6 シーリング, 7 保証書, and 1 施工数量調査.

3 改修工法等

Table with 4 columns: 工法, 種別, 施工箇所, 仕上塗料. Includes sections for 3 改修工法等, 4 外壁改修工事, and 5 既存防水層表面の仕上塗装の除去.



(6.5.2)(3)(4)	「集材材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、見付け材面の品質・図示 含水率 ・ 15%以下 ・ ( )
(6.5.2)(4)(7)	造作用単板積層材 「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 部位 品名・寸法 表面の品質 防虫処理 造作用単板積層材 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( ) ・ ( )
(6.5.2)(4)(4)	「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質、防虫処理 ・ 図示 (図面番号: ) 含水率 ・ 14%以下 ・ ( )
(6.5.2)(5)	「直交集成板の日本農林規格」による直交集成板 品名、曲げ強度、種別、接着性能、樹種及び寸法 ・ 図示 (図面番号: )
(6.5.2)(6)	合板等 品名 (品目) 樹種名 接着の程度 等級 板面の品質 防虫処理等 厚さ 構造用合板 I類 24
(6.5.3)(1)	接合具等 造作用材化粧面の釘打ち ・ 隠し釘打ち ・ ( )
(6.5.3)(2)	諸金物 形状、寸法及び材質 ・ 図示 (図面番号: )
(6.5.5)(1)	防腐、防蟻処理 適用部位 図示 (図面番号: ) 保存処理性能区分 ( ) 薬剤の塗布等の処理方法 ( ) 防腐剤Aに基づく表面処理用木材保存剤 ・ 適用する ( ・ 薬剤の種類 ( ) ・ 適用部材 ( ) ) ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理 ( )
(6.5.5)(2)	防虫処理 図示 (図面番号: )
5 軽量鉄骨天井下地	野縁等の種類 ・ 屋内 ・ 19形 ・ ( ) ・ 屋外 ・ 25形 ・ ( ) 形式及び寸法 ・ 屋外 ・ 図示 (図面番号: ) ・ 耐震天井 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ふところ≧1.5m 改修標準仕様書 (6.6.4)(8) ・ 図示 (図面番号: )
6 軽量鉄骨壁下地	スタッド、ランナーなどの種類は、(表6.7.1)による。
7 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り	材料 ・ ビニル床シート【JIS A 5705 (ビニル系床材)】 種類の記号 色柄 厚さ 備考 FS 無地 2.0mm 参考型番: ・ 防汚性床シート又は床タイル 種類 寸法 厚さ 備考
8 カーペット敷き	・ 織じゅうたん 種類 糸の種類 バイルの形状 帯電性 品質の程度 色柄 ・ A種 ・ そ毛 ・ カットバイル ・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ ( ) ・ 無地 ・ B種 ・ 紡糸 ・ ループバイル ・ ( ) ・ C種 ・ ( ) ・ カット、ループ併用 ・ ( ) 品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様) ・ タフテッドカーペット バイルの形状 バイル長(mm) 帯電性 工法 品質の程度 ・ カットバイル ・ ループバイル ・ カット、ループ併用 ・ 全面接着工法 ・ グリッパー工法 ・ ( ) ・ ニードルパンチカーペット 厚さ(mm) 帯電性 備考 ・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ ( ) ・ タイルカーペット 種類 バイルの形状 寸法(mm) 総厚さ(mm) 品質の程度 ・ カットバイル ・ ループバイル ・ 500×500 ・ 6.5 ・ ( ) 下敷き材 ・ 第2種第2号、厚さ8mm ・ ( ) 見切り、押え金物 ・ 適用する (材質、種類及び形状 ・ 図示 (図面番号: ) )

(6.9.3)(3)	織じゅうたんの接合方法 ・ ヒートボンド工法 ・ ( )
(6.9.3)(5)	タイルカーベットの敷き方 平層 市松敷き ・ 模様流し ・ ( ) 階段部分 市松敷き ・ 模様流し ・ ( ) 弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程 ・ 平滑仕上げ ・ 防汚仕上げ ・ つや消し仕上げ エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類 ・ 薄膜流しのべ仕上げ ( ・ 平滑 ・ 防汚 ) ・ 厚膜流しのべ仕上げ ( ・ 平滑 ・ 防汚 ) ・ 樹脂モルタル仕上げ ( ・ 平滑 ・ 防汚 ) ・ 薄膜型塗床仕上げ ( ・ 平滑 )
9 合成樹脂塗床	・ 釘留め工法 材料 種別 樹種 ・ フローリングボード (根太張用) 雑甲板 ・ なら ・ 複合フローリング (根太張用) ・ A種 ・ B種 ・ C種 防湿処理 ・ 図示 (図面番号: ) ・ 接着工法 材種 樹種 厚さ 大きさ ・ フローリングボード (直張用) ・ フローリングブロック (直張用) ・ なら ・ 複合フローリング (直張用) ・ ( ) ・ A種 ・ B種 ・ C種 継ぎ材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ 図示 (図面番号: )
10 フローリング張り	塗装 ・ ウレタン樹脂ワニス塗り (1液形、B種) ・ オイルステイン塗りのうスワックス塗り ・ 生地のままワックス塗り ・ ( ) 種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ D種の塗床 K T - ( ・ I ・ II ・ III ・ K ・ N )
11 畳敷き	材種 種別 厚さ(mm) ・ せっこうボード 壁 ・ 12.5(不燃) ・ 21(不燃) 天井 ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃) ・ 化粧せっこうボード ・ トラバーチン模様 ・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃) ・ 木目模様 ・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃) ・ 普通 ・ 9( ) ・ ( ) ・ ロックウール化粧吸音板 ・ 立体模様 ・ 9( ) ・ ( ) ・ けい酸カルシウム板 ・ タイプII 0.8FK ・ 6 ・ 8 ・ 化粧けい酸カルシウム板 ・ タイプII 0.8FK ・ 6 ・ シーディングせっこうボード ・ 12.5(不燃) 造音シール材 ・ シーリング材 ・ ジョイントコンパウンド
12 せっこうボード、その他ボード及び合板張り	合板類の張付け ・ A種 ・ B種 せっこうボードの目地工法 ・ 縫目処理 ( ・ 突付け ・ 目透し )
13 壁紙張り	施工箇所 種類 防火性能 図示 ・ 不燃 ・ 準不燃
14 モルタル塗り	モルタル ・ 現場調合材料 ・ 既調合材料 既製目地材 ・ 使用する (形状: ) 床の目地 ・ 図示 (図面番号: ) 下地処理 ・ 壁面の仕上げ厚又は全塗厚が25mm超 図示 (図面番号: )
15 タイル張り	伸縮調整目地 位置 ・ 図示 (図面番号: ) タイルの種類 施工箇所 形状 寸法 耐滑り性 標準・特注色の別 耐凍害性の有無 便所床 磁器質モザイク 25角 標準
16 セルフレベリング材塗り	試験張り ・ 行う ( ・ 行わない ) 見本焼き ・ 行う ( ・ 行わない ) 既調合モルタル ・ 使用できる ・ 使用できない ・ せっこう系 ・ セメント系 塗厚 ( ) mm
17 断熱材	断熱材打込み工法 種類 種別 厚さ(mm) 施工箇所 ・ ビーズ法ポリスチレンフォーム ・ 押出法ポリスチレンフォーム 3種b 25 接合部分 ・ A種硬質ウレタンフォーム ・ フェノールフォーム 断熱材現場発泡工法 (吹付硬質ウレタンフォーム) 種類 厚さ[mm] 施工箇所 ・ A種1 ・ A種1H ・ ( ) ・ 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフトレンドリ回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所

7 塗装改修工事	1 材料 (7.1.3) 2 下地調整 (7.2.1~7.2.7) (表7.2.1)~(表7.2.7) 3 錆止め塗料塗り (7.3.2) (7.3.3) (表7.3.1)~(表7.3.4) 4 合成樹脂調合ベイント塗り(SOP) (7.4.2) (7.4.3~7.4.5) (表7.4.1)~(表7.4.3) 5 クリヤラッカー塗り(QL) (7.5.2) (表7.5.1) 6 アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD) (7.7.2) (表7.7.1) 7 耐候性塗料塗り(DP) (7.8.2)~(7.8.4) (表7.8.1)~(表7.8.3) 8 つや有合成樹脂エマルジョンベイント塗り (EP-G) (7.9.2)~(7.9.5) (表7.9.1)~(表7.9.4) 9 合成樹脂エマルジョンベイント塗り(EP) (7.10.2) (表7.10.1)	・ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 ・ 次の箇所を除き防火材料とする。(箇所: ) 既存塗膜の除去範囲 (塗り替えてRB種の場合) ・ 図示 (図面番号: ) 種別 下地 種別 ひび割れ部の補修 ・ 木部 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 鉄鋼面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 亜鉛めっき鋼面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ モルタル、プラスター面 ・ RA種 ( ・ RB種 ) RC種 ・ 行う ・ コンクリート、A L Cパネル面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 行う ・ コンクリート、押出成形セメント板面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 行う ・ せっこうボード、その他ボード面 ・ RA種 ( ・ RB種 ) RC種 ※木部、ボ-ド面の新規面については、素地B種とする。 錆止め塗料種別 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 錆止め塗料塗り種別 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 塗料種別 ・ 1種 ・ ( ) 種別 下地 種別 ・ 木部 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 種別 木部 ・ A種 ・ B種 種別 ・ A種 ・ B種 上塗り等級 ・ 1級 (フッ素系) ・ 2級 (シリコン系) ・ 3級 (ポリウレタン系) 種別 下地 種別 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 コンクリート面及び押出成形セメント板面 ・ A-1種 ・ A-2種 ・ B-1種 ・ B-2種 ・ C-1種 ・ C-2種 種別 下地 種別 コンクリート、モルタル、プラスター、せっこうボード、その他ボード面 ・ A種 ( ・ B種 ) C種 しみ止め ( ) 木部 (屋内) ・ A種 ・ B種 ・ C種 鉄鋼面 (屋内) ・ A種 ・ B種 ・ C種 亜鉛めっき鋼面 (屋内) ・ A種 ・ B種 ・ C種 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 しみ止め ・ ( )
9 環境配慮改修工事	1 石綿含有建材の除去工事 (9.1.1) (9.1.5)	施工調査 ・ 石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、石綿含有建材の使用について、目視、設計図書及び貸与資料等により書面調査及び現地調査し、監督職員に報告する。 調査範囲 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( ) 貸与資料 ( ) ・ 石綿含有成形板の除去 除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号: ) 石綿含有せっこうボードの処分 ・ 埋立処分 (管理型最終処分場) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板の処分 ・ 埋立処分 (安定型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融又は無害化による) ※「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」(平成29年5月30日付け環水大発第1705301号)及び「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」(平成28年4月28日 国立研究開発法人 建築研究所)に基づき適切に処理すること。
10 その他工事	1 トイレブース 2 点検口	パネル表面材 ※メラミン樹脂系化粧板 (アルミ製コーナーエッジ付き) ・ ポリエステル樹脂系化粧板 (アルミ製コーナーエッジ付き) 脚部 (スチール製) ※幅木タイプ ( ・ 脚金物タイプ ) ・ 天井点検口 ※アルミニウム製 ( ※鋼種タイプ ・ 目地タイプ ) ・ 床点検口 ※アルミニウム製 ・ ステンレス製 受け枠 ( )



特記仕様書 5 は、特記仕様書 1～4 に記載のない工事種目に適用する。

総 則

1. 共通仕様  
 (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(令和4年版)」(以下「標準仕様」という。)による。

2. 特記仕様  
 (1) 項目は、○印の付いたものを適用する。  
 (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。  
 ◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。  
 ◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。  
 (3) 特記事項に記載の( ) 内表示番号は、標準仕様の当該項目、当該図又は当該表を示す。  
 (4) 特記事項に記載の(別 ) は、(5.3.7)による別図「各部配筋」の当該項目を示す。

章 項 目	特 記 事 項
①災害及び公害の防止	(3.1.3)
②根切り	(3.2.1)
③埋め戻し及び盛土	(3.2.3)(表3.2.1.)
④建設発生土の処理	(3.2.5)

1. 適用基準	本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準を適用する。 国土交通省告示第468号 「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」(平成28年3月4日)																																																							
2. 施工記録	受注者は、杭の施工期間中は、1週間ごとに、その週に施工した杭の施工記録をとりまとめ、翌週以内に監督職員に、工事打合せ簿を添付したうえで提出し、確認を受けること。 また電流値が記録されたチャート紙等の原本を合わせて提示し、必ず監督職員の確認を受けること。 なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法については、施工計画書に明記しておくこと。																																																							
3. 根拠資料	共通仕様書、特記仕様書及びその他標準書等の定めにより作成した施工管理資料の根拠となる資料(施工記録の原本、チャート紙、電子的な記録やプリントアウト紙等)は、受注者においては全て適切に管理し、保管しなければならない。 保管期間は契約書第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む)の規定による引渡しを受けた日から10年とする。 また、発注者から請求があった場合は、速やかにこれらを提出または提示しなければならない																																																							
4 試験及び報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験杭 ※図示による。 ・本数 本 寸法 m (4.2.2)</li> <li>杭の載荷試験 ※行う ・行わない (4.2.3)</li> <li>※試験杭の位置、本数、載荷荷重、試験方法、報告書の記載事項は図示による。</li> <li>・地盤の載荷試験 ※行う ・行わない (4.2.4)</li> <li>※試験杭の位置、載荷荷重、試験方法、報告書の記載事項は図示による。</li> </ul>																																																							
5 既製コンクリート杭地業	<p>種類 (4.3.1)(4.3.3)</p> <p>※高強度プレストレストコンクリート杭 ・JIS規格品 ・認定品(建築基準法)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>杭径(mm)</th> <th>杭長(m)及び種別</th> <th>継手数</th> <th>セット数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>先端部形状 ※開放形 ・閉そく平坦形 (4.3.3)</p> <p>杭の継手 ・アーク溶接 ・無溶接 (4.3.6)(4.3.7)</p> <p>施工法 (4.3.4)(4.3.5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定埋込杭工法       <ul style="list-style-type: none"> <li>工法 ・フレポーリング拡大根固め工法 ・中掘拡大根固め工法</li> <li>H13国交告1113号第6号による支持力算定式でα=250程度を採用できる工法</li> <li>杭周固定液 ・使用する</li> <li>根入れ深さ ・1m以上 ・( )</li> <li>杭の水平方向の位置ずれの精度 ※100mm以下 ・( )</li> </ul> </li> <li>・セメントミルク工法       <ul style="list-style-type: none"> <li>試験掘 ※行う (ヶ所)</li> <li>掘削深さ ・1.5m程度 ・( )</li> <li>根入れ深さ ・1m以上 ・( )</li> <li>杭の水平方向の位置ずれの精度 ※100mm以下 ・( )</li> </ul> </li> </ul>	杭径(mm)	杭長(m)及び種別	継手数	セット数	備考																																																		
杭径(mm)	杭長(m)及び種別	継手数	セット数	備考																																																				

6 場所打ちコンクリート杭地業	<p>コンクリートの設計基準強度、種別 (4.5.4)(表4.5.1)</p> <p>( ・ N/mm<sup>2</sup> ) ( ・ A 種 ・ B 種 ・ 図示による)</p> <p>セメントの種類 6章コンクリート工事のセメントの種類による</p> <p>構造体コンクリートの強度と供試体の強度の差を考慮した割増は N/mm<sup>2</sup></p> <p>鉄筋の種類 5章鉄筋工事の鉄筋の種類による (4.5.4)</p> <p>鉄筋のかぶり厚さ (mm) ※100</p> <p>掘削工法 (4.5.5)(4.5.6)</p> <p>根入れ深さ ・1m以上 ・( )</p> <p>杭の水平方向の位置ずれの精度 ・mm以下 ・( )</p> <p>孔壁の超音波測定器による確認 ・行う ・行わない</p> <p>◎砂利地業 厚さ(mm) ・60 ◎図示による (4.6.3)</p> <p>※再生クラッシュラン(40~0) ・切込み砕石</p> <p>◎捨コンクリート地業 厚さ(mm) ・50 ◎図示による (4.6.4)</p> <p>◎床下防湿層 ポリエチレンフィルム 厚 0.15mm (4.6.5)</p> <p>施工場所 ※建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く)</p>
-----------------	---

5 鉄筋工事	<p>①鉄筋の種類 (5.2.1)(表5.2.1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>呼び名 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎S D295A</td> <td>※ D16以下</td> </tr> <tr> <td>・S D345</td> <td>※ D19以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎網目形状 (※正方形) ・ ( ) (5.2.2)</p> <p>鉄線の径 ( ) mm 寸法 ( ) ◎ 図示</p> <p>③材料試験 ※JIS規格品については径の異なるごとに2 t未満の場合は規格証明書 (5.2.3)の提出を省略することができる。</p> <p>④継手及び定着 (5.3.4)</p> <p>鉄筋の継手方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※径D19mm以上の柱、梁の主筋はガス圧接、その他は重ね継手</li> <li>・重ね継手</li> <li>・柱、はり主筋のかさね継手長さ ( )</li> </ul> <p>定着 ※表5.3.4による。ただし、設計図書にて別記のあるものは設計図書による。</p>	種類の記号	呼び名 (mm)	◎S D295A	※ D16以下	・S D345	※ D19以上				
種類の記号	呼び名 (mm)										
◎S D295A	※ D16以下										
・S D345	※ D19以上										
5 耐久上不利な箇所等の鉄筋のかぶり厚	<p>⑤耐久上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下記による。 (5.3.5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所等</th> <th>最小かぶり厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	施工箇所等	最小かぶり厚さ (mm)								
施工箇所等	最小かぶり厚さ (mm)										

6 各部配筋	各部配筋参考図1節[基礎及び基礎梁の配筋]から7節[梁貫通孔及びその他の配筋]に準じる (5.3.7)
7 杭頭の補強方法	・A 形 ・B 形 ※図示 (別図1.1)
8 帯筋	帯筋の形状 (別図2.2)
9 ハンチの傾斜	・H 形 ・W-1 形 ※SP形(スパイラル筋) ・丸形 (別図3.1)
10 壁開口部補強の種類	一般型 ( ・A 形 ※B形 ・図示 ) (別図4.2)
11 はり貫通孔の補強	補強形式 ・H 形 ・M 形 ・MH形 ・図示 (別図7.1~3)
12 機械吊上げ用フック	・既製型 (建設技術評価規定において評価を取得したもの又は、) (財)日本建築センターの評価を取得した製品
13 圧接完了後の検査	検査方法 ・引張試験 ※超音波探傷試験 (5.4.3)(5.4.10)

6 ①コンクリートの種類	<p>種別 (6.2.1)(6.4.1)(6.4.3)(表6.2.1)</p> <p>※I 類 ・II 類</p> <p>普通コンクリートの気乾単位容積質量 ・2.1t/m<sup>3</sup>を超え2.5t/m<sup>3</sup>以下 (6.2.3)</p> <p>仕上りの平坦さ種別 ・a 種 ・b 種 ・c 種 (6.2.5)(表6.2.5)</p> <p>普通コンクリート (6.2.2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準強度 Fc (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎Z1</td> <td>土間コンクリート、スラブコンクリート</td> </tr> <tr> <td>・24</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計基準強度 Fc (N/mm <sup>2</sup> )	施工箇所	◎Z1	土間コンクリート、スラブコンクリート	・24	
設計基準強度 Fc (N/mm <sup>2</sup> )	施工箇所						
◎Z1	土間コンクリート、スラブコンクリート						
・24							
6 ②設計基準強度							
6 ③セメントの種類	<p>※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 (6.3.1)(6.13.2)(表6.3.1)</p> <p>・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種</p> <p>・早強ポルトランドセメント ・普通エコセメント</p>						
6 ④骨材の種類	<p>アルカリシリカ反応による区分 ※A (6.3.1)(6.5.4)</p> <p>フェロニッケルスラグ細骨材等 ※使用しない ・使用 (部位: )</p>						
6 ⑤混和材料	<p>※混和剤は、JIS A 6204 (コンクリート用化学混和剤) によるA E剤、 (6.3.1)(6.3.2)</p> <p>A E減水剤又は高性能A E減水剤とする。</p> <p>・混和材 ※フライアッシュ(JIS A 6201)</p>						

6 ⑥調合管理強度	<p>構造体強度補正值 (S) (外構除く) (6.3.2)(表6.3.2)(6.12.2)</p> <p>(普通ポルトランドセメント)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>打 設 期 間</th> <th>補正值(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2/27~7/5</td> <td>9/3~11/18</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>11/19~2/26</td> <td></td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>7/6~9/2</td> <td></td> <td>6.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>暑中期間</p>	打 設 期 間	補正值(N/mm <sup>2</sup> )	備 考	2/27~7/5	9/3~11/18	3.0	11/19~2/26		6.0	7/6~9/2		6.0
打 設 期 間	補正值(N/mm <sup>2</sup> )	備 考											
2/27~7/5	9/3~11/18	3.0											
11/19~2/26		6.0											
7/6~9/2		6.0											
7 型枠	<p>外部に面するコンクリート打ち放し仕上げの打増し ・20 ※図示 (6.8.1)</p> <p>打ち継ぎ目地 ※幅 20×深さ 10 ・図示 (6.6.4)(9.7.3)</p> <p>ひび割れ誘発目地 ※幅 20×深さ 10 ・図示 (6.8.1)(9.7.3)</p> <p>せき板の種類 ※厚さ 12mm ・ (6.8.2)</p> <p>※下記のいずれかとする。</p> <p>(1)「コンクリート型枠用合板の農林規格」による表面加工品</p> <p>(2)「コンクリート型枠用合板の農林規格」によるB-C</p> <p>(3)鉄型枠用鋼製デッキプレート</p> <p>打ち放し仕上げの種類 (6.2.5)(表6.2.4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・A 種</td><td></td></tr> <tr><td>※B 種</td><td></td></tr> <tr><td>・C 種</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>・スリーブ材料 (6.8.2)(表6.8.1)</p> <p>材質 ※標準6.8.2(9)による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼管 ・硬質塩化ビニール管 ・溶融亜鉛めっき鋼板 ・つば付鋼管</li> </ul>	種 別	施 工 箇 所	・A 種		※B 種		・C 種					
種 別	施 工 箇 所												
・A 種													
※B 種													
・C 種													
8 フレッシュコンクリート	<p>試験・強度試験 (6.9.2)(6.9.3)(表6.9.1)(表6.9.2)</p> <p>※コンクリートの強度試験の試験回数は、下記による。</p> <p>20m<sup>3</sup> 以下の場合は試験については、監督職員の指示による。</p> <p>20~50m<sup>3</sup> の場合は任意の一車より試料を採取し、各3個供試体を作成する。</p> <p>50m<sup>3</sup> 以上は 標準6.9.3(1) による。</p>												
9 軽量コンクリートの種類	<p>設計基準強度 Fc (N/mm<sup>2</sup>) ◎ 18 ・ 21 ・ (6.10.2)(表6.10.1)</p> <p>種 別 ※I 種 ・II 種 施工場所( )</p> <p>気乾単位容積質量 (t/m<sup>3</sup>) (※1.8~2.1t/m<sup>3</sup>程度)</p>												
10 マスコンクリート	<p>・適用箇所 ( ) (6.13.1)</p> <p>セメントの種類 ※高炉セメントB種 (6.13.2)</p> <p>スランプ ※15cm (6.13.2)</p>												
11 無筋コンクリート	<p>材料・品質 (6.14.2)(6.14.3)</p> <p>粗骨材の最大寸法(mm) (捨コンクリート及び防水押えコンクリートの場合 ※25 ・ )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>スランプ</th> <th>設計基準強度 Fc (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通コンクリート</td> <td>※15又は18</td> <td>※ 18</td> <td>捨てコンクリート</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	スランプ	設計基準強度 Fc (N/mm <sup>2</sup> )	施 工 箇 所	普通コンクリート	※15又は18	※ 18	捨てコンクリート	・	・	・	・
種 類	スランプ	設計基準強度 Fc (N/mm <sup>2</sup> )	施 工 箇 所										
普通コンクリート	※15又は18	※ 18	捨てコンクリート										
・	・	・	・										

8 ①補強コンクリートブロック造の材料	<p>(a)種類 ・16 N/mm<sup>2</sup> 普通ブロック 厚さ ・100 ・120 ◎150 ・ (8.2.2)</p> <p>・16 N/mm<sup>2</sup> 防水ブロック 厚さ ・100 ・150</p> <p>表8.2.2以外のコンクリートの設計基準強度(Fc) ※21N/mm<sup>2</sup> ・ (8.2.4)</p>																																													
8 ②コンクリートブロック	<p>(a)種類 ※表8.3.1による 厚さ ・100 ・120 ◎150 (8.3.2)</p> <p>(b)コンクリートの設計基準強度(Fc) ※21N/mm<sup>2</sup> ・</p> <p>(c)各部の配筋 ※標準 各部配筋参考図 7.3.1による ◎ 図示</p>																																													
3 ALCパネル	<p>(8.4.2~8.4.5)(表8.4.2~4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>単位荷重(N/m<sup>2</sup>)</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>耐火性能</th> <th>取付け工法(種別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・外壁パネル</td> <td>・1180 ・1960</td> <td>※100 ・125</td> <td></td> <td>・A種 ・B種</td> </tr> <tr> <td>・間仕切パネル</td> <td></td> <td>※100</td> <td></td> <td>・C種 ・D種 ・E種</td> </tr> <tr> <td>・屋根パネル</td> <td>・980</td> <td>※100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・床パネル</td> <td>・2350 ・3530</td> <td>・100 ・150</td> <td>・有 ・無</td> <td>※標準表8.4.4 による</td> </tr> </tbody> </table> <p>外壁目地幅 ・mm ・製造所の仕様による (8.4.3)</p> <p>耐火目地材 ・ (8.4.2)</p>	種 類	単位荷重(N/m <sup>2</sup> )	厚さ(mm)	耐火性能	取付け工法(種別)	・外壁パネル	・1180 ・1960	※100 ・125		・A種 ・B種	・間仕切パネル		※100		・C種 ・D種 ・E種	・屋根パネル	・980	※100			・床パネル	・2350 ・3530	・100 ・150	・有 ・無	※標準表8.4.4 による																				
種 類	単位荷重(N/m <sup>2</sup> )	厚さ(mm)	耐火性能	取付け工法(種別)																																										
・外壁パネル	・1180 ・1960	※100 ・125		・A種 ・B種																																										
・間仕切パネル		※100		・C種 ・D種 ・E種																																										
・屋根パネル	・980	※100																																												
・床パネル	・2350 ・3530	・100 ・150	・有 ・無	※標準表8.4.4 による																																										
4 押出成形セメント板	<p>※厚物(厚さ50mm以上) (8.5.2~8.5.4)(表8.5.1~2)</p> <p>種類 ※無石綿タイプ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>表面形状</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>工 法</th> <th>耐火性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・外 壁</td> <td>※フラットパネル</td> <td>・50 ・60</td> <td>・A 種</td> <td>※有り</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・B 種</td> <td>・無し</td> </tr> <tr> <td>・間仕切り</td> <td>※フラットパネル</td> <td>・50 ・60</td> <td>・B 種</td> <td>※無し</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・C 種</td> <td>・有り</td> </tr> </tbody> </table> <p>・薄物(厚さ50mm未満)</p> <p>・パネルの開口及び欠き込み (8.5.5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パネルに開口を設ける場合</th> <th>短辺</th> <th>開口の大きさ</th> <th>切断後のハ 社の残り部分の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短辺</td> <td>パネル幅の1/2以下</td> <td>150mm以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長辺</td> <td>500mm以下</td> <td>300mm以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>パネルを切り欠く場合</td> <td>短辺</td> <td>(ハ 社幅-300mm)以下</td> <td>300mm以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長辺</td> <td>500mm以下</td> <td>300mm以下</td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	表面形状	厚さ(mm)	工 法	耐火性能	・外 壁	※フラットパネル	・50 ・60	・A 種	※有り				・B 種	・無し	・間仕切り	※フラットパネル	・50 ・60	・B 種	※無し				・C 種	・有り	パネルに開口を設ける場合	短辺	開口の大きさ	切断後のハ 社の残り部分の幅	短辺	パネル幅の1/2以下	150mm以下		長辺	500mm以下	300mm以下		パネルを切り欠く場合	短辺	(ハ 社幅-300mm)以下	300mm以下		長辺	500mm以下	300mm以下
施工箇所	表面形状	厚さ(mm)	工 法	耐火性能																																										
・外 壁	※フラットパネル	・50 ・60	・A 種	※有り																																										
			・B 種	・無し																																										
・間仕切り	※フラットパネル	・50 ・60	・B 種	※無し																																										
			・C 種	・有り																																										
パネルに開口を設ける場合	短辺	開口の大きさ	切断後のハ 社の残り部分の幅																																											
短辺	パネル幅の1/2以下	150mm以下																																												
長辺	500mm以下	300mm以下																																												
パネルを切り欠く場合	短辺	(ハ 社幅-300mm)以下	300mm以下																																											
	長辺	500mm以下	300mm以下																																											

8 ③コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	
----------------------------------	--

22 舗装工事	<p>1 路床</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通断層 厚さ(mm) ・ 材料 ※川砂、海砂、良質な山砂 ・ (22.2.2)</li> <li>・路床安定処理 厚さ(mm) ・ 添加材料の種類</li> <li>・盛土材料 種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 (22.2.3)(表3.2.1)</li> <li>・フィルター層 厚み ・車道150mm歩道50mm ・ (22.2.2~3)(表2.2.2)</li> </ul> <p>2 路床土の支持力比試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行う(・乱した土 ・乱さない土) ・行わない (22.2.5)</li> </ul> <p>3 路床締め度の試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行わない ・行う (22.2.5)</li> </ul> <p>4 砂の粒度試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行わない ・行う</li> </ul> <p>5 路盤材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路盤の厚さ 車道部(※150 ・ )mm 歩道部(※100 ・ )mm (22.3.2~5)</li> <li>種別及び呼び名 ※クラッシュランC-40又はクラッシュランスラブCS-40</li> <li>再生クラッシュランRC-40</li> <li>締め度の検査 ※行う ( 箇所) ・行わない</li> </ul> <p>6 路盤の構成及び仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準22.3.2(3)は適用しない (22.3.2)</li> </ul> <p>7 アスファルト舗装</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構成及び厚さ ・車道部の基層なし 基層 ー 表層 50mm (22.4.2)</li> <li>・車道部の基層有り 基層 50mm 表層 30mm</li> <li>・歩道部 基層 ー 表層 30mm</li> <li>配合その他 (22.4.4)</li> <li>加熱アスファルト混合物等の種類 (表22.4.4~5)</li> <li>基層 ・粗粒度アスファルト混合物(20)</li> <li>表層 ※密粒度アスファルト混合物(13)又は密粒度アスファルト混合物(13F)</li> <li>・細粒度アスファルト混合物(13)</li> <li>試験繰り ・行う ※行わない</li> <li>シールコート ・行う ※行わない (22.4.5)</li> <li>切り取り試験 ・行う ※行わない (22.4.6)</li> <li>平坦性 ※通行に支障となる水たまりを生じない程度</li> <li>アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない</li> </ul> <p>8 コンクリート舗装</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 位</th> <th>厚 さ(mm)</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩行者用通路</td> <td>※70 ・120</td> <td>多目的使前</td> </tr> <tr> <td>車路</td> <td>・150</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>コンクリート ※表22.5.1による ・ (22.5.3)(表22.5.1)</p> <p>注入目地材 ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ (表22.5.3)</p> <p>厚さの試験 ・行う ※行わない (22.5.6)</p> <p>平坦性 ※通行に支障となる水たまりを生じない程度</p> <p>9 カラー舗装</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構成及び厚さ ※標準22.6.2による (22.6.2)(表22.6.1)</li> <li>舗装の種類 ・加熱系(・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物)</li> <li>・常温系(・ニート工法 ・塗布工法)</li> <li>車道部の基層 ・有り ※無し</li> </ul> <p>10 透水性アスファルト舗装</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚さ ※歩道部30mm ・ (22.7.2)</li> <li>平坦性 ※著しい陸がないもの</li> <li>アスファルト ・歩道部 ※ストレートアスファルト (22.7.3)(表22.7.1)</li> </ul> <p>試験繰り ・行う ※行わない (22.7.4)</p> <p>開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)</p> <p>11 ブロック系舗装</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目地材 ※砂 ・モルタル (22.8.2)</li> <li>舗石の基層 ※コンクリート舗装 ・アスファルト舗装</li> <li>平坦性 ※歩行に支障となる段差がない(3mm以下)</li> <li>舗石の種類 ・形状 ・寸法</li> <li>コンクリート平板の種類及び寸法 ・N300 ・ (22.8.3)</li> <li>インターロッキングブロック 材質 形状 寸法</li> <li>クッション材 ※砂 表面加工 種類</li> <li>・空積みモルタル</li> </ul> <p>12 砂利敷き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>材料 ・A種(通路) ・B種(建物周囲その他) (22.9.2)</li> </ul>	部 位	厚 さ(mm)	施 工 箇 所	歩行者用通路	※70 ・120	多目的使前	車路	・150	
部 位	厚 さ(mm)	施 工 箇 所								
歩行者用通路	※70 ・120	多目的使前								
車路	・150									

